

大規模小売店舗立地法に基づく意見書の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により意見書の提出がなされたので公告する。

平成21年7月1日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

1 大規模小売店舗の名称および所在地

(仮称)ミドリ東近江店 東近江市五個荘北町屋町285番6号

2 提出された意見の概要

東近江市からの意見

防犯対策について

各種犯罪抑止効果や事件対応時のためにも、店舗および駐車場内に防犯カメラの設置をお願いしたい。

3 提出された意見の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目1-1

滋賀県商工観光労働部商業振興課 大津市京町四丁目1-1

滋賀県東近江環境・総合事務所総務課 東近江市八日市緑町7-23

東近江市産業振興部商工観光課 東近江市八日市緑町10-5

(2) 縦覧期間 平成21年7月1日から平成21年8月3日まで